

《平成 30 年度第 1 回帯広市情報審査会 議事概要》

- 1 日 時 平成 30 年 6 月 5 日（火） 13:30～14:00
- 2 場 所 帯広市役所 10 階 第 3 会議室
- 3 出席者 ■情報審査会
・千々和会長 ・野原委員 ・岩倉委員 ・下野委員 ・三井委員
■情報審査会事務局（総務部行政推進室）
・廣瀬総務部長 ・松原主幹 ・中橋副主幹
・浅野主任 ・松平主任補 ・持田主任補 ・玉川係員
- 4 傍聴人等 ・報道関係者 2 名

《議事概要》

1 開会

2 総務部長挨拶

3 会長挨拶

4 職員紹介

5 議事

（1）会長職務代理者の指名

※千々和会長が、野原委員を会長職務代理者に指名

（2）平成 29 年度情報公開制度・個人情報保護制度利用状況について

【事務局】 平成 29 年度情報公開・個人情報保護制度利用状況について報告

①平成 29 年度利用件数報告

<情報公開制度>

- ・開示請求件数 46 件（うち 3 件取下げ）
- ・請求に対する決定の内訳 全部開示 18 件、一部開示 22 件、非開示 3 件（うち不存在 1 件、情報公開条例の規定による非開示 2 件）
- ・実施機関別内訳 市長 36 件 教育委員会 5 件 公平委員会 1 件
公営企業管理者 4 件

<個人情報保護制度>

- ・開示請求件数 13 件（うち 1 件取下げ）
- ・請求に対する決定の内訳 全部開示 0 件、一部開示 5 件、非開示 7 件（うち不存在 7 件）
- ・実施機関別内訳 市長 13 件

②過年度状況との比較

<情報公開制度>

- ・ 昨年度の請求件数は3年ぶりに増加
- ・ 請求者数も請求件数と同様に増加
- ・ 開示率は不存在を除いて例年ほぼ90%台後半から100%で推移
- ・ 決定に要した期間は平均12.3日と比較的時間を要した（開示の可否等を慎重に検討したため）
- ・ 審査請求件数は0件

<個人情報保護制度>

- ・ 個人情報開示請求件数は13件と例年並み
- ・ 開示率は不存在を除いて100%

③平成30年度利用状況報告（平成30年6月5日現在）

<情報公開制度>

- ・ 公文書開示請求件数は14件
昨年同時期と比較して1件の増

<個人情報保護制度>

- ・ 個人情報開示請求件数は1件
前年度同時期と比較して2件の減

【会長】 決定に要した期間について、例年に比べて時間を要したのは、慎重に判断した結果だという報告があったが、いつも慎重に判断しているのではないのか。

【事務局】 求められている文書と、市が保有している文書が合致しているかについて慎重な判断をしてきた。迅速に対応していくことが前提だが、間違いのないように対応をしてきた結果、例年に比べて時間を要した。今後は慎重かつ迅速な対応をしていきたい。

【会長】 開示請求をするときに、請求人はどんな文書があるかわからずに請求することがあると思うが、その場合は実施機関側として開示対象範囲について悩むことはあるのか。

【事務局】 時間はかかるが、受付の段階で、担当部署も含めて請求対象文書についての擦り合わせを行い、できる限り文書の特定をしている。

【会長】 例えば、受付の段階で、どのような文書が必要であるか聴取し、なるべく特定するようにしているということか。その段階である程度こういう内容を開示してほしいというイメージがあったうえで、担当部署に照会をかけるという流れなのか。

【事務局】 受付の段階で担当部署の職員も同席し、その場で文書の特定を進めている。

【委員】 情報公開開示請求件数が増加したという報告があったが、何か一つのことに對して請求が増えたということはあるか。

【事務局】 市街地再開発についての請求が若干多かった。ただ、全体的にいうとそれだけではないと思っている。以前は請求件数自体が減少傾向にあったが、最近では国において文書管理等について話題になっていることも請求件数の増加に繋がっていると思う。

【会長】 ホームページにある程度情報を掲載すると、開示請求件数が減少すると思うが、相関関係はあるか。

【事務局】 資料2の請求件数を見ると、H19年度からH22年度くらいまでは件数が多くなっていることがわかる。具体的な検証はしていないが、当時はまだホームページを通じて市から情報を出すということがあまりされておらず、現在であればホームページからダウンロードできるものも、当時は請求されていたと考えられる。それが市からの情報発信が進んでいく中で、請求件数の減少に繋がっていったと考えている。こういった流れの中、近年の傾向として、請求の内容が深くなっている傾向はある。

【委員】 市長選等の選挙に伴う、特徴的な請求はあるのか。

【事務局】 選挙に伴うというわけではないが、先程の再開発の関係など、結果として市長選で話題となったことに関しての請求はあった。

(3) 電子データによる開示等の開始について

【事務局】 電子データによる開示等の開始について説明

○ 主な内容

- ・平成30年4月から情報公開等における開示請求制度を一部改正
- ・電子データを光ディスクに複製して交付するほか、パソコン画面等を使用して閲覧・視聴することを可能とした。
- ・電子データの交付に伴う費用は、道内他市町村の状況を参考に、CD-Rを50円、DVD-Rを70円に設定。
- ・普通紙を用いた、カラー印刷による写しの交付に係る費用を、1面につき70円だったものを20円に値下げ。
- ・新たに市ホームページを通じて公文書開示請求の電子申請が可能となった。
- ・現在までに、2件の請求について、電子データによる開示を実施した

【委員】 写しの交付に係る費用について、カラー印刷の費用を20円に値下げしたのはなぜか。

【事務局】 市勢価格等を参考に市民が制度を利用しやすい価格に設定した。

【委員】 実際にコスト等を考えて決定しているのではないのか。

【事務局】 他市町村の事例を参考にして、最低水準の価格に設定している。

【会長】 電子データも公文書に含まれるが、紙ベースで保存するのか、今後はできるだけ電子データ化して保存していくのか、帯広市としてはどういった方向に進んでいくのか。

【事務局】 現段階では文書の作成等は紙が原則で、今後は電子化が進んでいくことになると思う。

【会長】 紙では押印による決裁が行われていると思うが、電子決裁においてはどうなるのか。

【事務局】 決裁をしたというデータが残るといった形になっていくと思う。

【会長】 決裁ごとにデータが更新されていくイメージでよいか。

【事務局】 よい。電子決裁を導入している自治体もあるが、まだ過渡期である。帯広市もいずれは導入していくのではないかと考えている。

(4) その他

【会長】 ここまでの内容について、事務局及び委員から何か質問等はないか。

【委員】 なし。

【事務局】 なし。

6 閉会

【会長】 これで審査会を閉会とします。本日は、ありがとうございました。

以 上